

公 告

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集します。

平成31年1月18日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 菊池 英亮

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

奈良県総合医療センター（以下、「当センター」という。）に勤務する職員等を対象とした職員定期健康診断等業務全般

(3) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良市七条西町2丁目897-5

(4) 委託期間

平成31年4月1日～平成34年3月31日

ただし、契約締結日から業務委託開始までの期間を準備期間とする。

この期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

(5) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条による。

2 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (3) 平成25年4月1日以降において、国、地方公共団体又は独立行政法人等と巡回による健康診断の業務に関する契約を締結、又は100床以上の病院職員の健康診断の業務に関する契約を締結し、各々これらを誠実に履行した実績を有する者であること。
- (4) 業務運営に際し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあっては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。

- (6) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2の応募資格に定めた要件を具備していない場合。
- (2) 複数の企画提案書類を提出した場合。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じない場合。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (5) 受付期限までに企画提案書類等、所定の書類が整わなかった場合。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断した場合。

4 手続等

(1) 問い合わせ先

〒630-8581

奈良市七条西町2丁目

奈良県総合医療センター 総務課

電話番号 0742-46-6001（内線2442、2414）

メールアドレス sogo@nara-pho.jp

(2) 奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び奈良県総合医療センター職員定期健康診断等委託業務仕様書（以下、「仕様書」という。）等の交付

- ① 交付期間 公告日から平成31年 1月31日（木）午後5時まで
- ② 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターホームページ（<http://www.nara-hp.jp/>）の入札情報のページよりダウンロードしてください。
- ③ 交付資料 ・実施要領
・仕様書

- ・参加申請書（第 1 号様式）
- ・会社概要（第 2 号様式）
- ・実績一覧表（第 3 号様式）
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書（第 4 号様式）
- ・貸与資料受領証（第 5 号様式）
- ・質問書（第 6 号様式）
- ・企画提案書（第 7 号様式）
- ・見積書（第 8 号様式）
- ・辞退届（第 9 号様式）

（3）その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

実施要領に示すところによる。

6 契約の不締結

実施要領に示す最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- （1）役員等が暴力団員であるとき。
- （2）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- （7）本契約に係る下請契約に当たって、上記（1）から（5）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記 6 の（1）から（7）までのいずれかの事由に該当すると認められるとき又は本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったときは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記 6 中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

8 その他

- （1）本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書類は返却しない。